

1章 みやぎ園芸特産振興戦略プランの策定に当たって

1 策定の趣旨

- 東日本大震災により、本県の主要な園芸地帯であった沿岸地域は壊滅的な被害を受けました。その後、生産基盤の復旧・復興が進み、大規模施設園芸団地の整備や大規模露地園芸の拡大により、年間販売額5,000万円以上の先進的園芸経営体^{注1)}が増加しています。
- 県では、令和3年3月に策定した「みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年度～令和7年度）」において、本県園芸特産の取組を先導する先進的園芸経営体が、既存経営体や多様な人材、関連企業等と協力しながら生産現場をけん引することで、新たな本県園芸特産産地を切り拓き、園芸産出額の増加に向け、「先進的園芸経営体と共に切り拓く新しいみやぎの園芸産地の確立～みやぎの園芸倍増に向けて～」をスローガンに取組を進めてきました。
- 目指すべき姿に、「先進技術を駆使した全国トップレベルの施設園芸」と「担い手を核とした収益性の高い大規模露地園芸」を掲げ、施設園芸産地の競争力の強化、土地利用型露地園芸の推進、次代を担う園芸経営体の育成、消費者・実需者ニーズに応える販売戦略の展開等の施策を関係機関・団体と一体になって取り組んできました。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による消費低迷期からは需要は回復したものの、国際情勢の変化に伴う物価高騰等、依然として厳しい生産環境が続いており、令和5年の園芸特産産出額は364億円にとどまっています。今後、本県農業を発展させていくためには、園芸特産産出額を拡大し、これまで以上に生産者の所得を増加させていく必要があります。
- さらに、近年は、台風や集中豪雨といった自然災害が多発し、世界的な気候変動により夏季の高温被害が頻発する等、園芸特産物^{注2)}が被害を受けており、自然災害に強い生産体制の構築が求められています。
- また、本県農業の主力である米については、国内人口の減少に伴い主食用米の需要減少が見込まれる中、本県農業の競争力強化と農業所得向上を図るためには、需要に応じた主食用米の安定生産に取り組むとともに、収益性の高い園芸作物等の作付拡大を推進し、バランスの良い農業構造への転換を図る必要があります。
- 園芸特産作物の生産については、施設の栽培環境の温度、湿度、二酸化炭素濃度等を高度に制御する技術や露地でのRTKを活用した機械化一貫体系技術等、スマート農業技術が進展しており、今後の生産拡大のためには、これらの革新技术を活用した生産の省力化・低コスト化が求められています。一方で、みどりの食料システム戦略推進に向けて環境負荷低減や未利用資源の利用拡大による園芸生産も求められていることから、これらに対応した生産技術の開発が必要となっています。
- その他、園芸産出額の倍増に向けて、生産額のベースとなる既存産地では、担い手の高齢化や担い手不足に伴い生産力が低下しており、農福連携や外国人材等、多様な人材等の活用促進とともに、企業参入による園芸生産の拡大に向け、誘致体制の強化も求められています。

注1)先進的園芸経営体:県が定義するもので、年間販売金額5千万円以上、常時雇用1名以上で、園芸部門の栽培面積が施設園芸は概ね1ha以上、露地園芸は概ね5ha以上で主に園芸主体で取り組む農業法人。

注2)園芸特産物:本プランにおける「園芸」は、野菜(いも類を含む)、花き、果樹とし、「特産」は、きのこや山菜、木炭等の特用林産物とする。

- このような情勢を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの本県園芸特産振興施策を展開する指針とするため、引き続き、「先進的園芸経営体と共に切り拓く新しい園芸産地の確立～みやぎの園芸産出額倍増に向けて～」をスローガンとした新たな「みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和8年度～令和12年度）」（以下「園芸特産振興プラン」という。）を策定します。

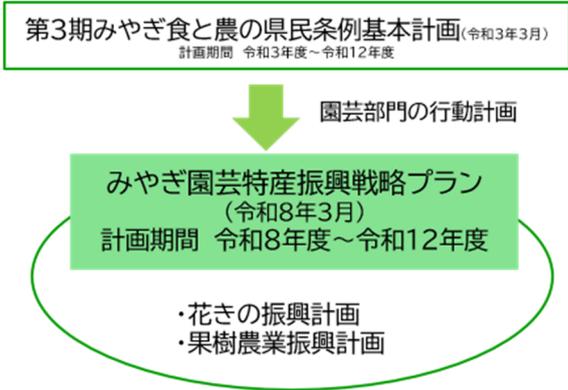
本プランにおける産地育成の考え方

県を1つの産地として位置づけ、品目別に県全体で振興していく

2 位置付け

- 「園芸特産振興プラン」は「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画（令和3年度～令和12年度）」（以下「第3期食農計画」）の園芸部門の行動計画です。あわせて、特産部門の行動計画を含むものとします。

- 「園芸特産振興プラン」では、本県の園芸特産振興の目指すべき姿を明確に示すとともに、具体的な目標を設定し、その実現に向けた基本的な戦略及び各種施策を展開します。
また、国の「花きの振興に関する法律」及び「果樹農業振興特別措置法」に基づく本県の「花きの振興計画」並びに「果樹農業振興計画」を包含するものとして位置付けます。



3 計画期間と目標年度

- 「園芸特産振興プラン」の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により変更の必要が生じた場合や、計画中間年の令和10年度に本プランを見直すことができるものとします。



4 進行管理

- 「園芸特産振興プラン」に位置付けられた各施策の実施状況や達成状況等は、「宮城県園芸特産振興会議（構成：県、JA全農みやぎ、JA宮城中央会等）」で確認しながら、計画的に進行管理を行います。